

## 【参考】

### ○地方独立行政法人法（抄）（平成15年7月16日法律第118号）

（役員の職務及び権限）

第13条（略）

2（略）

3（略）

4 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4（略）

5（略）

（財務諸表等）

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければなら

ない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。)を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることのできる。

5 設立団体の長は、前2項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 地方独立行政法人は、第4項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

7 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

## ○青森県地方独立行政法人法施行細則（平成20年3月31日青森県規則第22号）

（財務諸表）

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

一～二 略

三 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

四 略

（財務諸表）

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月24日総務省告示第221号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第13条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（納付金の納付の手続）

第14条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余（以下「納付金」という。）の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

（納付金の納付期限）

第15条 納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付しなければならない。

## ○地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解

(平成 16 年 3 月 24 日総務省告示第 221 号)

### 第 5 6 純資産の表示項目

- 3 利益剰余金は、法第 4 0 条第 1 項に基づく積立金（以下「積立金」という。）、法第 4 0 条第 4 項において定められている場合における前中期目標期間繰越積立金、法第 4 0 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てるために、使途毎に適切な名称を付した積立金（以下「目的積立金」という。）及び当期末処分利益に区分して表示する。なお、当期末処分利益の内訳として、当期総利益を表示するものとする。

### 第 7 2 法第 4 0 条第 3 項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第 4 0 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第 4 0 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額」としてその総額を表示しなければならない。

<参考> 経営努力認定の考え方について

- 1 利益の処分に関する書類における「法第 4 0 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「法第 4 0 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けようとする額）」は、地方独立行政法人の当該事業年度における経営努力により生じたとされる額である。
- 2 上記 1 の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な使途でなければならない。
- 3 「法第 4 0 条第 3 項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。
- 4 具体的には、以下の考え方によるものとする。
  - (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（「第 24 行政サービス実施コスト」に定める、業務費用から控除すべき収入をいう。）から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること
  - (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
  - (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること

## 第9 1 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分

地方独立行政法人の中期目標の期間の最後の事業年度においては、当期末処分利益は、積立金として整理しなければならない。目的積立金及び前中期目標繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えなければならない。

<注6 4> 中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分について

- 1 地方独立行政法人制度においては、中期目標による運営・評価のシステムが導入されており、運営費交付金のルール設定等財務関係においても一の中期目標及びそれに基づく中期計画の期間を一つの区切りとしているところである。そのような地方独立行政法人においては、運営費交付金等をこの中期目標の期間の終了時に精算するという考え方に立っていることから、最終年度に損益計算上の利益が生じた場合であっても法第40条第3項の処理は行わないほか、目的積立金や前中期目標繰越積立金が残っている場合は、積立金に振り替えることを要するものである。
- 2 法第40条第4項に基づいて積立金を次の中期目標の期間に繰り越すこととされている法人に地方独立行政法人においては、利益の処分又は損失の処理に関する書類のほか、設立団体納付金の計算書の作成を要する。当該計算書においては、中期目標の期間の最後の事業年度に係る利益処分を行った後の積立金の総額並びにその処分先である設立団体納付金の額及び前中期目標期間繰越積立金として次の中期目標の期間に繰り越される金額を記載するものである。

## ○次期中期目標期間への積立金の繰越しについて

(平成 18 年 6 月 22 日 総務省行政管理局通知)

標記については、各府省において財務省と協議するものであるが、一般的な考え方を参考に示せば、以下のとおりである。

### 1 原則的な考え方

本来、積立金は原則国庫納付するものであるが、

- ① 経営努力が認定された目的積立金(通則法第 44 条第 3 項)については、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合、
  - ② 競争的資金制度の円滑な運営のために、研究資金の繰越しを行う合理的な理由がある場合、
  - ③ 国庫納付する現金がなく、その点について合理的理由がある場合
- については、個別事情を勘案の上、合理的な範囲内で次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられる。

### 2 次期中期目標期間に繰り越すことができる場合の主な例

一般的に、次のような場合には次期中期目標期間に繰り越すことができると考えられるが、個別の事情を考慮して更に検討する必要がある。

- ① 研究開発を行う独立行政法人において経営努力が認定された目的積立金について、当中期目標期間中に使用できなかった合理的な理由がある場合であって、次期中期目標を達成するために、i) 研究開発のための施設・設備の整備や用地の取得を行う場合、ii) 実施すべき研究開発プロジェクトがある場合
- ② 競争的資金の配分を受けた研究開発を行う機関において、当初予想し得なかったやむを得ない事由に基づいてその研究計画に変更が生じ、当中期目標期間中の完了が困難になったために、競争的資金配分機関において次期中期目標期間への繰越しが必要になる場合
- ③ 自己財源で償却資産を取得し、期末に残高が計上されている場合
- ④ 棚卸資産や前払費用、長期前払費用、前渡資金等の経過勘定が計上されている場合

(注)③、④のような場合は、積立金のうち簿価相当額の貨幣資産が償却資産として拘束されているためである。

なお、上記については、中期計画に照らし、業務上真に必要と認められる場合でなければならない。

### 3 (略)

## ○あおもり農商工連携支援基金事業実施要領

(基金事業における未使用額の取り扱い)

第 3 条 センターは、各事業年度の基金事業の実績が計画を下回る等により発生した未使用額は、助成金交付事業の原資として翌年度に繰り越して使用することができる。

2 センターは、償還期限の年度における運用益については、当該年度内における基金事業の原資として使用することができる。

- 3 基金事業終了後未使用額が発生した場合は、原則としてセンターから知事に返還するものとする。この場合、知事はセンターから返還のあった未使用額のうち機構及び県内金融機関の負担に係る基金の運用益に相当する部分を機構及び県内金融機関に返還するものとする。